

根室市社会福祉法人の指導監査結果に係る情報公開実施要綱

第1 情報公開の目的

福祉サービス等を利用しようとする者が社会福祉法人の指導監査に関する情報を容易に得られることにより福祉サービスの選択に資することを目的とする。

第2 情報公開の対象

この要綱に基づく情報公開は、第1項の指導監査を第2項の法人に対して実施した結果のうち、第3項の事項について行うものとする。

1 対象とする指導監査

根室市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年4月1日施行。以下「社会福祉監査要綱」という。）第3の規定に基づく指導監査

2 対象とする社会福祉法人

根室市が前項の指導監査の対象とする社会福祉法人

3 対象とする指導監査の結果

社会福祉監査要綱第3第7項の規定により「文書指導」とした指導内容

第3 情報公開の方法等

1 情報公開の方法

この要綱に基づく情報公開は、第1号から第5号までに掲げる事項を根室市のホームページに掲載して行うものとする。

(1) 指導監査を実施した社会福祉法人の名称

(2) 指導監査の種類及び実施日

(3) 指導監査の実施結果（文書指導の有無及びその要旨）

(4) 前号の結果に対する改善状況

(5) その他必要と認める事項

(6) 前号の改善状況は、文書指導に対する報告（以下「改善報告」という。）の内容等に応じ、次の用語で表示するものとする。

ア 文書指導に係る改善が完了したと認められる場合 改善済

イ 文書指導に係る改善に着手し又は着手する意思が明示され、改善が見込まれる場合 改善見込み

ウ 文書指導に係る改善に着手する意思が認められない場合又は正当な理由なく報告期限を過ぎても報告がない場合 未改善

2 情報公開の事前通知

- (1) 第2第1項の指導監査の実施について通知する際には、この要綱に基づく情報公開の実施について、併せて通知するものとする。
- (2) 第2第1項の指導監査の結果（第2第3項に該当するものに限る。）について通知する際には、この要綱に基づき情報公開を行う文書指導の要旨及びその修正に係る手続きについて併せて通知するものとする。

第4 その他

1 社会福祉法人の現況報告書等

社会福祉法人は、インターネットを活用して、定款、現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書、事業活動計算書又は事業活動収支計算書をいい、社会福祉法人新会計基準を適用するまでの間のこれらに相当する書類を含む。）を公表しなければならないこととされており、この要綱に基づく情報公開の実施に当たっては、福祉サービス等を利用しようとする者がこれらの情報についても容易に得られるよう配慮するものとする。

2 その他

この要綱に基づく情報公開に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、同日以後に実施する第2第1項に掲げる指導監査によるものについて適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に実施する第2第1項に掲げる指導監査によるものについて適用する。